

議案第44号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第45号

大津市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第46号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例について



くらし 支えるパートナー

大津市企業局

企業経営部お客様設備課

令和8年3月16日

目次

1 条例改正の背景について

- 1 - 1 条例改正の背景（給水装置、排水設備、ガス内管） P 3
- 1 - 2 給水装置、排水設備、ガス内管の資産区分と施行範囲 P 4

2 条例の主たる改正内容について

- 2 - 1 大津市水道事業給水条例（議案第 4 4 号） P 5
- 2 - 2 大津市下水道条例（議案第 4 5 号） P 6
- 2 - 3 大津市ガス供給条例（議案第 4 6 号） P 7

3 条例改正後の運用等について

- 3 - 1 条例改正後の復旧フロー P 8
- 3 - 2 その他運用面での対応策 P 9

4 条例改正の新旧対照表

- 4 - 1 大津市水道事業給水条例（議案第 4 4 号） P 10～P 12
- 4 - 2 大津市下水道条例（議案第 4 5 号） P 13
- 4 - 3 大津市ガス供給条例（議案第 4 6 号） P 14

1 条例改正の背景について

1-1 条例改正の背景（給水装置、排水設備、ガス内管）

排水設備

国水企第6号

給水装置

国水水第29号
令和7年4月22日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿
国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課長
(公印省略)

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。

災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、以下の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部局におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者へ周知をお願いするとともに、貴管内の管工事組合と連携できる体制の構築についてご検討いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

条例改正の背景

・ 令和6年1月の能登半島地震の際、被災地全域（能登半島6市町）で地元市町の工事事業者が被災したことや工事需要が被災地全域に集中したことにより、宅内配管工事を担う工事事業者が不足し復旧が大幅に遅れた。災害時における工事事業者の確保のため、令和7年4月に国土交通省より給水装置、排水設備について、技術的助言がなされた。

・ 現条例では本市指定の工事事業者以外の者は、宅内配管工事を施行できない。

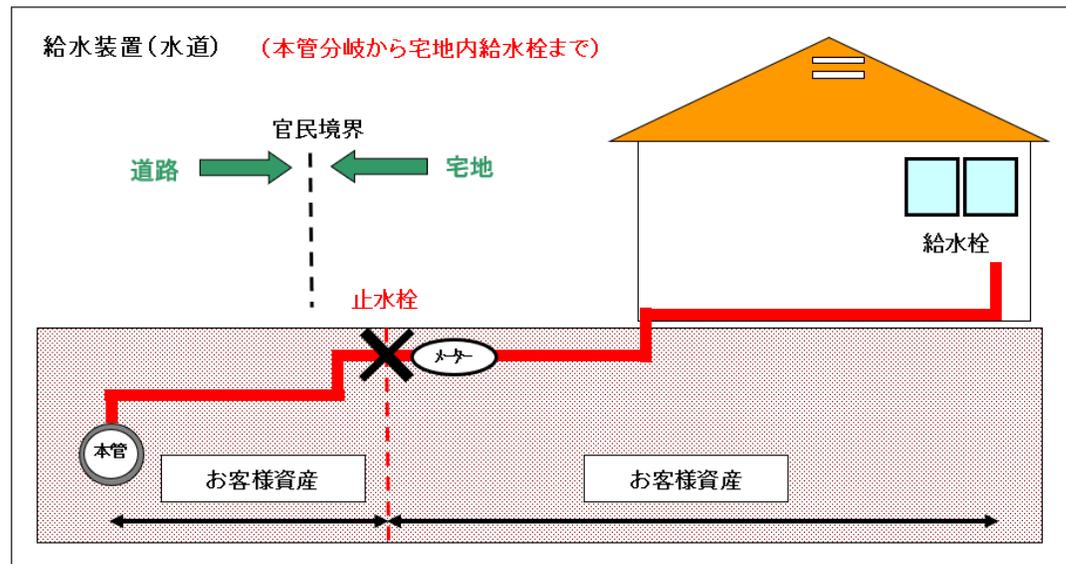
・ 他市が指定した工事事業者も宅内配管工事を施行できる条例改正を行うことで市民生活の早期正常化を図ることができる。

・ 給水装置、排水設備と同様に、ガス内管に関する条例を改正する。

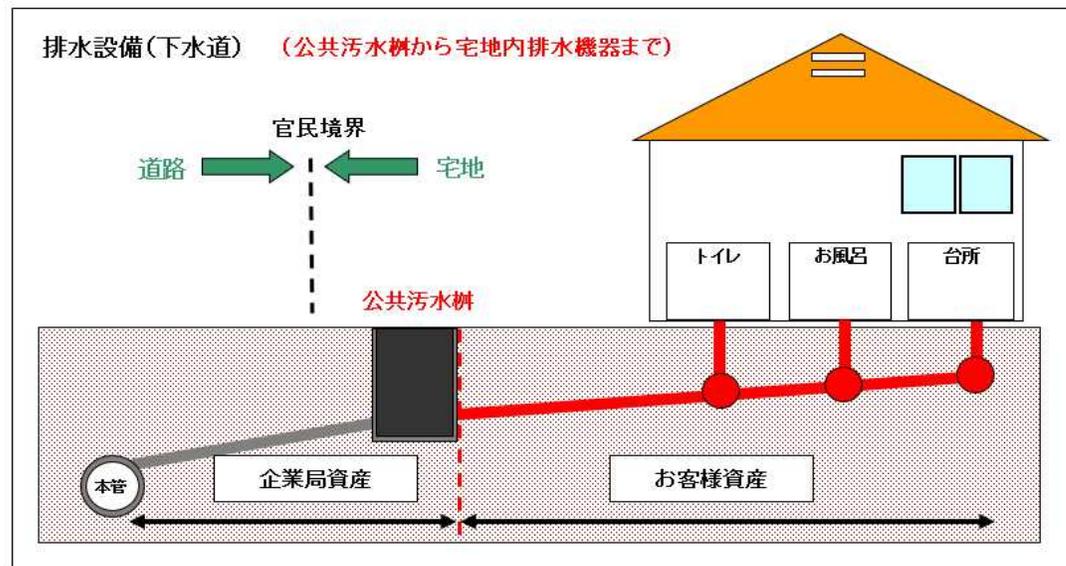
1 条例改正の背景について

1-2 給水装置、排水設備、ガス内管の資産区分と施行範囲

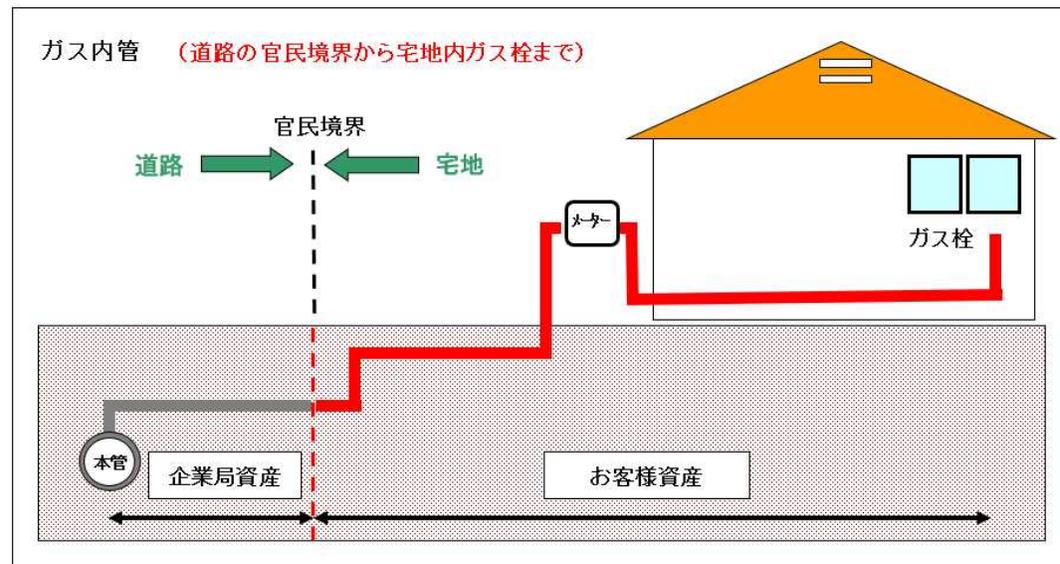
議案第44号



議案第45号



議案第46号



○お客様の資産区分は、給水装置・排水設備・ガス内管により異なる。

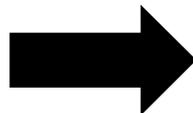
○条例改正に該当する施行範囲については、図の赤線で記した範囲

- ・給水装置(水道)：水道本管分岐から宅地内給水栓まで
- ・排水設備(下水道)：公共汚水柵から宅地内排水機器まで
- ・ガス内管：官民境界から宅地内ガス栓まで

大津市水道事業給水条例第14条第1項

改正前

工事は市又は法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。



改正後

工事は、市又は**公営企業管理者から**法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。**ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）又は当該他の水道事業者から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（次項において「他の水道事業者等」と総称する。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。**

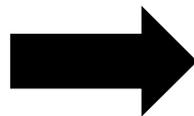
※水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができる認められる者の指定をすることができる。

大津市下水道条例第6条

改正前

排水設備等の新設等の工事は、公営企業管理者が当該工事を適正に施行することができることを認めて指定した工事店（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）が行う。



改正後

排水設備等の新設等の工事は、公営企業管理者が当該工事を適正に施行することができることを認めて指定した工事店（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）が行う。ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者が当該工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

大津市ガス供給条例第4条第1項

改正前

供給施設は、使用者の所有となるものを含め、その工事は、本市が施行する。



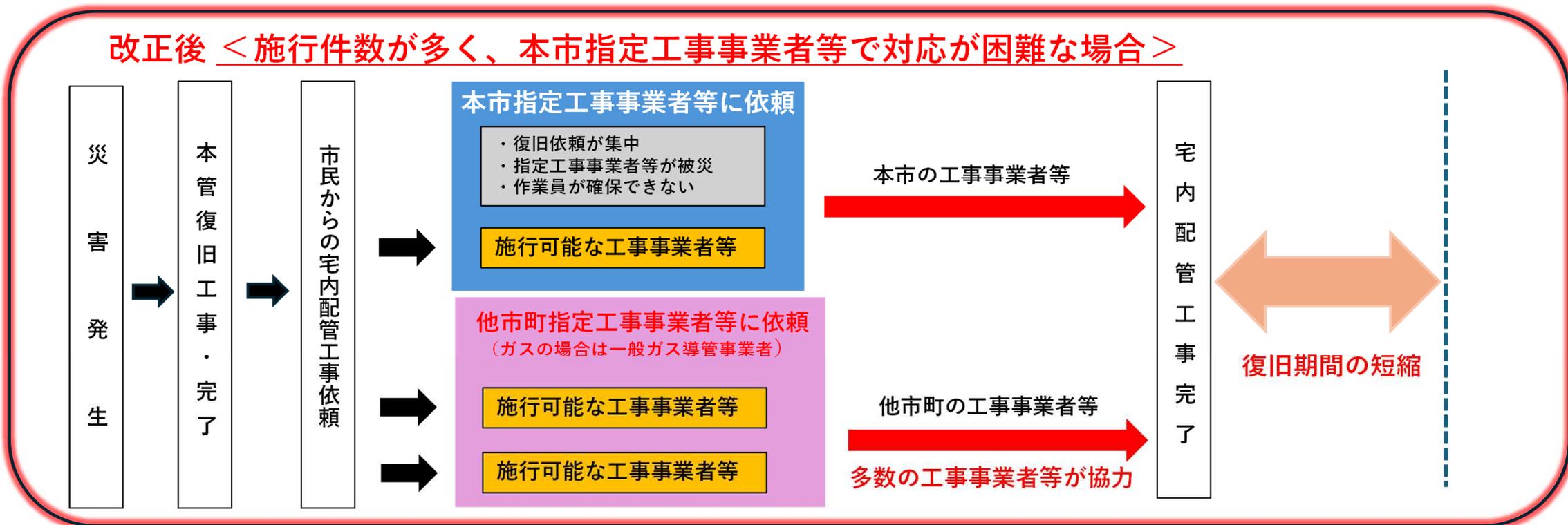
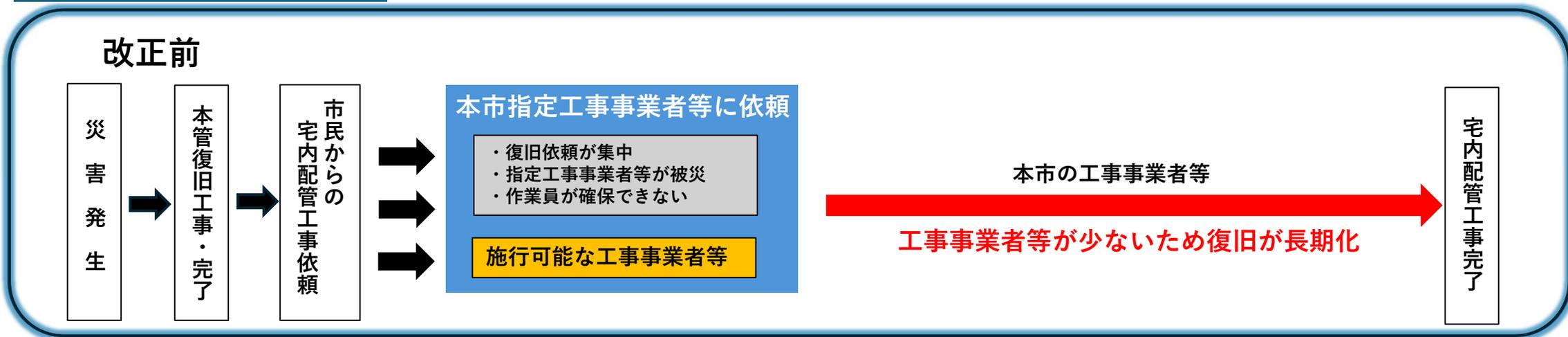
改正後

供給施設は、使用者の所有となるものを含め、その工事は、本市が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の一般ガス導管事業者（法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が当該工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

※一般ガス導管事業者とは、ガス事業法に定められたガス事業者であり、経済産業大臣から一般ガス導管事業を営む許可を受けた者をいい、自らが維持・運用する導管を通じて、供給区域内で託送供給を行う事業を担っている。一般ガス導管事業者は、東京ガスネットワーク、東邦ガスネットワーク、大阪ガスネットワーク、西部ガスを始め、全国に193者（大津市企業局も含む。）

3 条例改正後の運用等について

3-1 条例改正後の復旧フロー



(1) 工事事業者等の調査と情報の提供

- ・ 災害その他非常の場合は、滋賀県、日本水道協会、日本下水道協会及び他市町と連携、協力し、復旧対応の可能な水道・下水道工事事業者の調査をする。
- ・ 調査に基づく工事事業者等のリストを本市ホームページ等に掲載し、市民や本市指定工事事業者に情報を提供する。
- ・ ガスについては、日本ガス協会と連携し、情報を提供する。

(2) 申請書の提出と簡素化

- ・ 災害その他非常の場合であっても、宅内配管復旧計画等を確認するための申請書を求める。ただし、作成する手間や時間を省くため、簡素化を行う。

(3) 国からの支援の活用

- ・ 災害その他非常の場合には、国や県の支援策に関わる動向を注視し、積極的な活用を図る。

4 条例改正の新旧対照表

4-1 大津市水道事業給水条例（議案第44号）

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>大津市水道事業給水条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年8月1日 条例第16号</p> <p>（工事の施行）</p> <p>第14条 工事は、市又は_____法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2 法令に定めがあるもののほか、指定給水装置工事事業者について必要な事項は、公営企業管理者が定める。</u></p> <p><u>3 指定給水装置工事事業者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、工事（第21条第1項の規定に基づく水道使用者等の請求により行う修繕を除く。）を施行する場合は、あらかじめ市の設</p>	<p>大津市水道事業給水条例</p> <p style="text-align: right;">昭和33年8月1日 条例第16号</p> <p>（工事の施行）</p> <p>第14条 工事は、市又は<u>公営企業管理者から</u>法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）又は当該他の水道事業者から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（次項において「他の水道事業者等」と総称する。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（削る）</p> <p><u>2 指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により公営企業管理者が他の水道事業者等が工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の水道事業者等をいう。以下同じ。）</u>は、工事（第21条第1項の規定に基づく水道使用者等の請求により行う修繕を除く。）を施行する場合は、あらかじめ市の設</p>

4 条例改正の新旧対照表

4-1 大津市水道事業給水条例（議案第44号）

計審査（工事に使用する材料（以下「工事材料」という。）の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市の工事検査を受けなければならない。

4 公営企業管理者は、指定給水装置工事事業者 に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

5 公営企業管理者は、水道によって水の供給を受ける者の給水装置が、市又は指定給水装置工事事業者 の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が第10条第1項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（新設）

（手数料）

第41条 法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者又は法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新若しくは第14条第3項の規定による設計審査若しくは工事検査を受けようとする指定給水装置工事事業者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（1） 指定給水装置工事事業者の指定の申請に対する審査に係る手数料 1件につき 10,000円

計審査（工事に使用する材料（以下「工事材料」という。）の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市の工事検査を受けなければならない。

3 公営企業管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4 公営企業管理者は、水道によって水の供給を受ける者の給水装置が、市又は指定給水装置工事事業者等の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が第10条第1項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

5 法令に定めがあるもののほか、指定給水装置工事事業者等について必要な事項は、公営企業管理者が定める。

（手数料）

第41条 法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者、法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を受けようとする指定給水装置工事事業者又は第14条第2項の規定による設計審査若しくは工事検査を受けようとする指定給水装置工事事業者等は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（1）から（3）まで （略）

4 条例改正の新旧対照表

4-1 大津市水道事業給水条例（議案第44号）

<p>(2) 指定給水装置工事事業者の指定の更新の申請に対する審査に係る手数料 1件につき 8,000円</p> <p>(3) 設計審査又は工事検査に係る手数料</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際に納付しなければならない。ただし、申請の際にあらかじめ納付すべき額を確定することができない場合は、確定した後に納付しなければならない。</p> <p>3 既納の手数料は、還付しない。ただし、公営企業管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p>
---	---

4 条例改正の新旧対照表

4-2 大津市下水道条例（議案第45号）

大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="326 361 555 389">大津市下水道条例</p> <p data-bbox="856 418 1166 504">昭和43年12月23日 条例第36号</p> <p data-bbox="287 582 619 611">（排水設備等の工事の施行）</p> <p data-bbox="244 639 1166 768">第6条 排水設備等の新設等の工事は、公営企業管理者が当該工事を適正に施行することができるものと認めて指定した工事店（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）が行う。 _____ _____ _____ _____</p>	<p data-bbox="1294 361 1523 389">大津市下水道条例</p> <p data-bbox="1816 418 2127 504">昭和43年12月23日 条例第36号</p> <p data-bbox="1256 582 1587 611">（排水設備等の工事の施行）</p> <p data-bbox="1212 639 2135 968">第6条 排水設備等の新設等の工事は、公営企業管理者が当該工事を適正に施行することができるものと認めて指定した工事店（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）が行う。<u>ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者が当該工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1289 1189 1378 1218">附 則</p> <p data-bbox="1238 1239 1702 1268">この条例は、公布の日から施行する。</p>

4 条例改正の新旧対照表

4-3 大津市ガス供給条例（議案第46号）

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="326 347 580 372">大津市ガス供給条例</p> <p data-bbox="868 396 1149 472">昭和52年6月22日 条例第34号</p> <p data-bbox="290 546 619 572">（供給施設の工事の施行等）</p> <p data-bbox="247 596 1149 668">第4条 供給施設は、使用者の所有となるものを含め、その工事は、本市が施行する。_____</p> <p data-bbox="247 825 1149 939">2 前項の規定にかかわらず、企業局管理規程の定めるところにより公営企業管理者が行う簡易内管施工店の登録を受けた者は、公営企業管理者が定める簡易な内管の工事を施行することができる。</p> <p data-bbox="247 968 1149 1172">3 本市は、第2条第1項第8号に規定する境界線内において、その使用者のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用することができる。この場合において、その場所が借地又は借家に係るときは、使用者は、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておかなければならない。</p>	<p data-bbox="1256 347 1510 372">大津市ガス供給条例</p> <p data-bbox="1798 396 2079 472">昭和52年6月22日 条例第34号</p> <p data-bbox="1220 546 1549 572">（供給施設の工事の施行等）</p> <p data-bbox="1177 596 2079 801">第4条 供給施設は、使用者の所有となるものを含め、その工事は、本市が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の一般ガス導管事業者（法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が当該工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1177 825 1378 851">2及び3 （略）</p> <p data-bbox="1205 1232 1658 1303">附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>